

富山自動車整備専門学校学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、学校教育法の規定に従い、自動車に関する専門的な知識・技術を修得させ、更に豊かな教養を養うとともに、創造性に富む人材育成を図り、地域社会へ貢献できる自動車整備のスペシャリストを養成することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、富山自動車整備専門学校と称する。

(所在地)

第3条 本校の本拠地を、富山市野々上13番1号に置く。

(自己点検・評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする。

(情報の積極的な提供)

第5条 本校は、教育活動等の状況について、広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

第2章 課程、学科及び修業年限、定員並びに休業日

(課程、学科、修業年限、定員)

第6条 本校の課程、学科等及び修業年限並びに定員は、次のとおりとする。

課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員	昼夜別
工業専門課程	自動車整備学科	2年	40名	80名	昼間

(学年、学期)

第7条 本校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2. 本校の課程の学期は、次のとおりとする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第8条 本校の休業日は、次のとおりとする。但し、校長は、特に必要があると認める場合には、休業日を変更することができる。

(1) 日曜日

(2) 土曜日

- (3) 国民の祝日に関する法律に規定する日
- (4) 夏季休業日 7月24日から8月31日
- (5) 冬季休業日 12月25日から1月7日
- (6) 春季休業日 3月26日から4月8日

第3章 教育課程、授業時数及び教員組織

(教育課程、授業時数)

第9条 本校の教育課程及び授業時数等は別表のとおりとする。

- 2. 別表に定める授業時数の1単位時間は、45分とし、卒業までに履修させる授業時数は、1800時間以上とする。

(授業時数の単位数への換算)

第10条 本校の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合においては、講義にあっては15時間をもって1単位、演習にあっては30時間をもって1単位、実習にあっては45時間をもって1単位とする。

(成績評価)

第11条 授業科目の成績評価は、学年末において、定期試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。但し、学年末の時点で退学、休学している者に関しては、成績評価を行わない。

(始業及び終業)

第12条 本校の始業及び終業時刻は、次のとおりとする。

始業 9時20分 終業 16時30分

(教職員組織)

第13条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長
 - (2) 教員
 - (3) 講師
 - (4) 事務職員
 - (5) 学校医
- 2. 教員の定員、資格は専修学校設置基準並びに監督官庁の定めによる。
 - 3. 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。
 - 4. 講師は必要に応じて配置する。

第4章 入学、休学、退学及び卒業

(入学資格)

第14条 本校に入学できる者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条の規定によ

- り、高等学校を卒業した者、若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。
2. 前項の同等以上の学力があると認められた者とは、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条の規定及び同法施行規則第183条の規定により、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で、文部科学大臣の指定したもの。
- (2) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者。
- (3) 文部科学大臣の指定した者。
- (4) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により、文部科学大臣の行う試験科目の全部（試験の免除を受けた試験科目を除く。）について合格点を得た者。
- (5) 修業年限が3年の専修学校の高等課程を修了した者。

（入学時期）

第15条 本校の入学時期は、毎年4月とする。

（入学手続）

第16条 本校の入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載して、第27条に定める入学検定料を添え、指定の期日まで出願しなければならない。
- (2) 前号の手続を終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。
- (3) 本校に入学を許可された者は、入学の許可の日から10日以内に第27条の入学金を添え手続をとらなければならない。

（転入学）

第17条 本校への転入学を希望する者がある場合には、これを認めない。

（休学）

- 第18条 学生が疾病その他、やむを得ない事由により、6ヶ月以上にわたり修学することができないときは、これを証明する書類を添えて保証人連署のうえ、休学を届け出なければならない。
2. 休学期間は1年を超えてはならない。但し特別な事情がある者には、引き続き休学を許可することがある。なお、休学期間は在学期間に加算せず、休学期間にかかる学生納付金等は徴収しない。但し、納付済の場合は、学期の途中であっても、返還は行わない。

(復学)

第19条 前条の者が復学しようとする場合は、校長の許可を受けなければならない。復学する場合は原級に復するものとし、当該の学費（入学金を除く）を納付しなければならない。

(退学)

第20条 退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。但し、所定の学費が納入されていない場合は、その納入をもって退学を認める。なお、所定の期日までに納入がない場合には、第25条第1項第1号に基づき除籍処分とする。

(課程修了の認定及び称号の授与)

第21条 第11条に定める授業科目の成績評価に基づいて、校長は課程修了の認定を行う。

2. 所定の修業年限以上在学し、課程を修了したと認めた者には、卒業を認定する。
3. 前項により、工業専門課程「自動車整備学科」を修了した者には、専門士（工業専門課程）の称号を授与する。

(留年)

第22条 前条において、進級又は卒業が認定されなかった者は、留年とする。但し、在学期間は第6条に定める修業年限に2を乗じたものを限度とする。

第5章 賞罰

(褒賞)

第23条 成績優秀にして他の模範となる者について褒賞することができる。

(懲戒)

第24条 校長は、本校の規則に違反したり、本校の学生の本分に反する行為があった場合において、教育上必要と認められる場合には、学生に対し懲戒を加えることができる。

2. 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
3. 次の各号に該当する場合に退学を命ずることができる。
 - (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者。
 - (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者。
 - (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者。
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者。

(除籍)

第25条 学生が次の各号に該当する場合は、除籍される。

- (1) 分納及び延納願いがなく、学費を納入しないとき。
- (2) 学生が死亡したとき。

第6章 科目等履修生

(科目等履修生)

第26条 本校において開設する授業科目に対し、本校学生以外の者から特定の科目について履修申請があった場合には、これを認めない。

第7章 入学金及び授業料等

(納付金)

第27条 本校の入学検定料、入学金、授業料等は、次のとおりとする。

入学検定料	25,000 円
入学金	160,000 円
授業料（年額）	590,000 円
実習費（年額）	220,000 円
施設設備費（年額）	250,000 円

2. 上記学費は、校長が定める日までに納入するものとする。但し、分納及び延納願いが受理された場合は、この限りではない。
3. 3月31日までに入学辞退の意思表示をした者（推薦入学試験合格者を除く）については、原則として入学金を除く学費の返還に応じる。
4. 留年における納付金の扱いは、不認定科目的みとし、その算出は修了すべき総時間数に対する不認定科目的時間数の割合によるものとする。但し、この場合の解釈として、留年と決定した年度の次年度に不認定科目的を履修して学ぶ場合のことであり、1年以上の休学期間を挟む場合にはこの限りでない。
5. 既に納入された学費は、同条第3項に該当する場合以外返金しない。但し、明らかに重複又は超過納入となった場合やその他校長が必要と認めた場合にはこの限りではない。

第8章 健康診断

(健康診断)

第28条 学校保健法第6条に基づき、健康診断を毎年1回、別に定めるところにより実施する。

第9章 雜則

(施行細則)

第29条 この学則の施行についての細則は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、平成18年4月1日より施行する。
2. この学則の一部改正（第21条課程修了の認定及び称号の授与、第26条納付金）は、平成19年12月27日から施行する。但し、第26条第3項については、平成20年度入学試験合格者から適用する。
3. この学則の一部改正（第9条教育課程、授業時数）は、平成20年4月1日以降に入学する学生について適用し、同年3月31日現在在籍する学生については、なお従前の例によるこ

とができる。

4. この学則の一部改正（第9条教育課程、授業時数）は、平成27年4月1日以降に入学する学生について適用し、同年3月31日現在在籍する学生については、なお従前の例によることができる。
5. この学則の一部改正（第9条教育課程、授業時数）は、令和2年4月1日以降に入学する学生について適用し、同年3月31日現在在籍する学生については、なお従前の例によることができる。
6. この学則の一部改正（第9条 教育課程、授業時数 別表、第11条 成績評価、第13条 教職員組織、第18条 休学、第27条 納付金）の内、第9条教育課程、授業時数 別表、第11条 成績評価、第13条 教職員組織、第18条 休学については、令和4年4月1日に施行する。第27条 納付金については、令和5年4月1日以降に入学する学生について適用する。
7. この学則に一部改正（第6条 課程、学科、修業年限、定員、第11条 成績評価、第18条 休学、第19条 復学、第20条 退学、第22条 留年、第25条 除籍、第27条 納付金）について、令和5年4月1日に施行する。第27条 納付金（学費の変更）については、令和6年4月1日以降に入学する学生より適用する。

(別表)

工業専門課程「自動車整備学科」教育課程表

科目区分	必須・選択の別	授業科目	第1学年	第2学年	授業時数合計	
			年間授業時数	年間授業時数		
専門科目	必修	自動車の構造・性能（総論）		30	30	
		ガソリンエンジン工学	60		60	
		ジーゼルエンジン工学	60		60	
		シャシ工学	60		60	
		電気・電子理論 A（電装）	60		60	
		電気・電子理論 B（電装）		30	30	
		自動車の力学・数学 A・B	30	30	60	
		基礎自動車工学	20		20	
		自動車材料	20		20	
		燃料・潤滑剤	20		20	
		図面		20	20	
		エンジン整備		30	30	
		シャシ整備		30	30	
		電装整備 A（自動車整備）	60		60	
		電装整備 B（自動車整備）		30	30	
		故障原因探求		60	60	
		整備作業・測定機器	20		20	
		自動車検査機器	30		30	
		自動車検査		30	30	
		自動車整備に関する法規		30	30	
		自動車の構造・性能（国試対策）		30	30	
一般科目	必修	手仕上げ工作	10		10	
		機械工作	12		12	
		安全作業・溶接作業	24	14	38	
		基本計測	54		54	
		エンジン整備作業 A・B	180	180	360	
		シャシ整備作業 A・B	180	180	360	
		電装整備作業 A・B	180	180	360	
		故障原因探究（自動車整備作業）		166	166	
		自動車検査作業		60	60	
一般科目	必修	特別講習 I（演習）	30		30	
		特別講習 II	30		30	
		ビジネスマナー	30		30	
必修科目授業数			1,170	1,130	2,300	
卒業に必要な総授業数			1,170	1,130	2,300	

* 年間の授業時数は、前期15週、後期15週とする。